

大野市社会福祉協議会評議員の費用弁償の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野市社会福祉協議会定款第10条ただし書の規定に基づき社会福祉法人大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、本会の評議員会に出席したときは、費用弁償として月額1,000円を支給する。

2 評議員が前項の評議員会出席以外の職務を行ったときにおける費用弁償は、同項の例によることができる。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、評議員の費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年会計年度にかかる定時評議員会の日〔平成29年6月15日〕から施行する。